



抗インフルエンザ薬の予防投与を受けるには、原則として（1）家族など同居する人がインフルエンザにかかっていることに加えて、（2）かかった場合に重症になりやすい人である必要があります。薬剤の添付文書上予防投与の対象者は、高齢者（65歳以上）、慢性呼吸器疾患又は慢性心疾患患者、代謝性疾患患者（糖尿病等）、腎機能障害患者に限られますが、受験や重要な会合などで、どうしても今だけは発症を避けたい場合に抗インフルエンザ薬を予防内服することは可能です（ただし適応外使用となります）。以下の内容を了承の上、予防内服を行っていただきますようお願いいたします。

**1) 処方を受けられるご本人の受診が必要です。**  
**予防投与は保険診療の対象外で、自費診療となります。**

## 2) 使用薬剤

タミフル（内服）、リレンザ（吸入）、イナビル（吸入）などを当院では処方します。予防投与によって、インフルエンザの発症を7～8割防ぐことができると言われています。

## 3) 予防投与の開始時期

インフルエンザ発症者あるいはウイルス排泄期間（発症2日前から発症日まで）にある方と濃厚に接触した場合で、接触後48時間以内に抗インフルエンザ薬を内服することが推奨されています。接触後48時間過ぎて内服を開始した場合の有効性は示されていません。

## 4) 投与中のインフルエンザの発症

予防内服中にインフルエンザを発症した場合には、医師の判断のもと、インフルエンザの感染時の「治療」を開始します。

## 5) 副反応が起きた場合

上記の抗インフルエンザ薬はこれまで多くの患者さんに使用されてきた安全性の高い薬剤ですが、薬剤の添付文書に記載されていない対象者への予防投与については、大きな副作用が出た場合、厚生労働省の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外になる可能性があります。

## 6) 予防投与にかかる費用（全額自己負担）

診察代とお薬代を合わせて、1万円程度の費用がかかります。

